

第36回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月10日（金）午後3時00分から午後4時00分

2. 開催場所 甲賀市碧水ホール 会議室

3. 在任委員数 18名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	12	寺田 勝典	委員	8	山崎 容子
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	9	勝井 麻有美
委員	1	藤井 利徳	委員	10	奥村 淳子
委員	2	福永 克哉	委員	11	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	14	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	15	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	16	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	17	山川 芳範

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席12番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席3番 緩利 哲治 委員
議席5番 中本 芳美 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第162号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第163号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第164号 農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について

○議案第165号 農地利用最適化推進委員の任期の変更について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について

6) 報告事項

○研修等報告

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

局長 西田 哲之

局長補佐 西田 輝彰

係長 澤田 均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行をさせていただきます。
 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員および、遅参の届出、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

 続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席3番緩利哲治委員と議席5番中本芳美委員を指名いたします。よろしくお願いします。

議 長 それでは、議事に入ります。
 最初に、議案第162号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
 はじめに、3条調書、整理番号15について審議いたします。
 事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号15番について説明します。
 調書は3ページ、参考図は1ページから2ページまでです。
 申請地は、農業振興地域内の白地農地です。農地の処分を検討していた譲渡人と、農地を取得し果樹栽培考えていた譲受人とで話がまとまり、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地にて果樹の栽培を行う予定です。当該地は従前に果樹が作付けされていた経緯があることから、その土壌を引き継ぎ、耕作されると見込まれます。
 申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号15については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。3条調書、整理番号15について、ただいま事務局の説明の通りです。6月13日に黄瀬推進委員、譲受人と3人で現地を確認いたしました。現在もきれいに管理されており何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号8黄瀬推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号8番黄瀬です。ただいまの事務局と農業委員さんの説明のとおりです。周りは田んぼに囲まれており地域が進めている農地の最適化に何ら問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号15について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号15については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号16について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号16番について説明します。参考図は3ページから4ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、申請地隣接に自己所有農地があり、無理のない範囲で作業ができることからこれを快諾されたもので、当該地にて、果樹の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号16については、議席6番福野委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番福野です。3条調書、整理番号16番について説明します。令和8年5月24日に伴推進委員と現地を確認し、申請者から申請理由について聞き取りを行いました。高齢で家族に耕作の担い手がない譲渡人と、申請地の隣に

居住していて農業の利便性を高めたいと考えている譲受人との合意が成立し申請されました。周辺農地に影響を及ぼさないと考えられることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号9 伴推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号9 番伴です。ただいま事務局の説明および担当する農業委員の説明のとおりです。私も5月24日に訪問させていただいたが、現状、隣接地で畑の農園を耕作されており、今回についても引き続き農園を耕作されるとのことで農地の維持管理に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号16について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号16については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号17について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号17番について説明します。参考図は5ページから6ページまでです。

申請地は、農業振興地域外の白地農地です。高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は譲渡人の親族であり、いわゆる生前贈与として農地を受けられるもので、当該地にて野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、親族の応援を受けながら耕作される見込みであることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号17については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。整理番号17について、6月5日に推進委員の大森さんと共に現地確認を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。譲受人は当該地において、自家消費用の野菜を栽培する予定です。親族の協力を得ながら耕作される見込みであり、営農には支障がないものと考えます。以上のことから、本件については許可して差し支えないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号17大森推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号17番大森です。ただいま中本農業委員ならびに事務局の説明のとおりで特に補足事項はございません。農地利用最適化についても支障はないと判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号17について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号17については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号18について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号18番について説明します。参考図は7ページから8ページまでです。

申請地は、農業振興地域外の白地農地です。譲渡人は、自宅裏の畑地について、農地管理が行えずに放棄地となっていたところ、農業をしたいと考えていた譲受人と、農地の所有権移転について話がまとまり、申請されました。譲受人は譲渡人の子にあたり、この度実家に移住をしたうえで、居所近接となる当該地で、花きの栽培を行う予定です。前居住地でも、花き栽培をされた経験があり、

そのノウハウを生かしながら、温度・湿度管理をするための簡易ハウスを敷設するなど、最終的な出荷を目標とした営農計画書が提出されていることから、耕作には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号18については、議席9番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委員 議席番号9番勝井です。3条調書、整理番号18について事務局からの説明のとおりですが、私からも現地確認からの意見を申し上げます。令和8年6月10日、譲受人の立ち合いのもと、中嶋推進委員と私とで現地確認いたしました。譲渡人がお父様で譲受人が娘様で賃貸契約で借りられるとのこと。譲受人が嫁がれ住まわれていた岐阜県の方で2013年から始められた多肉植物の栽培を今年の4月より娘さんにご実家で続けるという事で申請されました。ハウスを建てて多肉植物を育てられるとのこと、現在マルシェにでたりネット販売でも人気で仕事として続けられるため、現地確認でも以前からあるハウスは丁寧に育てられていることが伝わりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号31中嶋推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号31番中嶋です。担当農業委員と現地確認に行ってきました。特に補足説明はございません。農地利用の観点からも問題ないと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号18について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号18については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号19について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号19番について説明します。
調書は4ページ、参考図は9ページから10ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、申請地の隣接に居所があり、距離がほど近い当該地で、野菜の栽培を行う予定です。現地は、防草シートで覆われていますが、いつでも耕作再開できる環境と見込まれるため、今後の農地管理に支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号19については、議席2番福永委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番福永です。3条調書、整理番号19番について説明します。令和8年5月30日に利田推進委員と現地確認を行いました。詳細については、ただいま事務局から説明があったとおりです。譲受人に関しては、現在においても水稻および家庭菜園を手広くされておられますので、耕作については十分体制が整っているという事です。当該地については、ただシートで覆われているとのことで、新しく耕し家庭菜園を行おうかなと話しておられました。特に問題はないと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号32利田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号32利田です。整理番号19番について説明させていただきます。ただいま事務局ならびに農業委員さんから説明がありましたように、譲受人が耕作をするということで農地の最適化が推進されると思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、まず、3条調書、整理番号19について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号１９については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、３条調書、整理番号２０について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号２０番について説明します。参考図は１１ページから１４ページまでです。

申請地は、参考図１３ページの２筆が農業振興地域内の白地農地、残る農地はいずれも青地農地です。譲渡人は相続により取得したものの、遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地にて、野菜及び水稻の栽培を行う予定です。農業経験は浅いものの、従事期間を十分に確保し、必要な農機具を調達するなど、十分に耕作体制を整えられるほか、今回取得する農地面積は大きいですが、現状の農地はいつでも耕作できる良好な状態にあり、地域の農業者と関わりを持ちながら、必要な応援を得られるなど、連携して耕作を行うことが見込まれることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ３条調書、整理番号２０については、議席２番福永委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号２番福永です。整理番号２０番について説明します。令和８年６月８日に和田推進委員と現地確認を行いました。経験としては５年ほど農業をされているという事ですので、引き続き問題なくできると考えています。田んぼの方は結構な面積ですので集落営農組合にご指導願いながら、しっかりとした耕作体制にもっていきたい。また、機械の取得も考えておられるということで耕作もしっかりできると考えています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号３４和田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号３４番和田です。農業委員さんならびに事務局から説明のあったとおりですが、補足説明を話します。対象の面積がかなり大きく心配はしているんですが、現地を確認した結果、区画もきっちりしていまして問題なく耕作できています。ご本人ひとりで計画されていますが、いろいろと勉強されておられましてたくさんの知見をお持ちでして地力が劣化していても、何とか水稻ができるとい

うことです。また、機械の導入予定もされておられます。最適化に問題なく維持管理ができると判断しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 議長の寺田です。機械の購入をされるという事ですか、一度に予定されているのかどうか。

担当推委 具体的な購入については、計画的になろうかと思いますが、当初の必要な機械は考えておられています。

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号20について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号20については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号21については、次の5条調書、整理番号12と関連がございますので、一括審議といたします。
なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号21番および5条調書整理番号12番について説明します。
まず、3条調書整理番号21番の参考図は15ページから16ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は相続により農地取得したものの、農地の管理が行えないことから財産処分を考えていたところ、譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、令和6年3月総会で近隣農地を3条取得された経緯があり、今回の相手方となる譲渡人は当時の3条申請の譲渡人と同一人となります。今回、申請地に隣接する建屋を購入し、居所隣接地となる当該地で、野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、5条調書整理番号12番について説明します。

調書は7ページ、参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画図は30ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第1種農地です。申請内容は、駐車場を目的とする売買です。なお、先ほどの3条調書の譲受人、譲渡人は同一人であり、計画によると、譲受人は電気設備業を営んでおり、申請地に隣接する建屋を購入し利用をする上で、日頃業務で使用する2トントラックなどの作業車両を適宜配置するうえで、必要な駐車場敷地として利用されます。本件は、令和8年2月総会で農用地区域から除外がなされたことを受け、今回申請に及ばれたものです。参考図29ページでは着色されていますが、白地となりますのでご承知ください。除外後の農地は原則転用不可の第1種農地となりますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合は許可できるとされた、例外的許可基準に該当します。造成工事は、周囲の畦畔を超えない程度の盛土とし、碎石敷き均し後に整地される程度であり、一部法面を安定勾配とされることから、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水は自然地下浸透処理であるものの、三方が河川、道路、自己所有地に囲まれており、もう一方の農地所有者とも話をされていることから、周辺農地への影響は見込まれません。今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認をしています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号21および5条調書、整理番号12については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。3条調書、整理番号21について、事務局が説明していただきましたが、推進委員とともに譲渡人に説明を受けました。6年に3条で取得されました。内容は事務局説明のとおりです。5条ですが例外ということの事務局の説明のとおりでして、何ら問題はないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号40福山推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号40番福山です。3条調書の21番と5条調書の整理番号12番につきまして、事務局の詳細な説明ならびに黄瀬農業委員さんの説明のとおりです。6年の3月に土地と家屋を買われたときに、いずれ自作でできる農作物、仕事をしている駐車場がほしいと言っておられた経緯から、今回話がまとまったという事で申請に至ったという事です。現地確認でも、宅地の横に農業排水がきれいに

整備されていまして、農業推進の立場からも現地は問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号21について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号21については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号12について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号12については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号22について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号22番について説明します。参考図は17ページから20ページまでです。

申請地は、参考図18ページの5筆が農業振興地域内の白地農地、残る農地は青地農地です。高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は譲渡人の親族であり、いわゆる生前贈与として農地を受けられるもので、当該地にて野菜及び水稻の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、引き続き親族の応援を受けながら耕作されるほか、将来の野菜の出荷を見据えて取り組む旨の営農計画書が提出されており、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

- 議 長 3条調書、整理番号22については、議席12番、私寺田が説明いたします。
- 担当農委 ただいま事務局から詳細な説明があったとおりです。去る5月22日、城推進委員とともに現地に、譲渡人、譲受人、両者立ち合いのもと現地確認を行いました。高齢のため耕作ができなくなったと説明がありましたが、JAの野菜販売所に出荷されているという事で今後もそれを続けられるという事です。生前贈与でなぜこのタイミングで出されたかという今回の申請農地以外に亡くなられた父親名義の農地があります。その相続も含めてお母様がしっかりしている間に娘に託したいという思いで申請をされました。耕作上は何ら問題なく続けていかれますので許可相当と判断いたします。
- 議 長 続いて、区域番号42城推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号42番城です。事務局及び寺田農業委員さんの説明のとおりです。農業適正化に問題はなく、ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号22について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号22については、許可することに決定いたします。
- 議 長 議案第162号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
- 議 長 はじめに、5条調書、整理番号9について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

- 事務局 整理番号9番について説明します。調書は6ページ、参考図は21ページ、22ページ、土地利用計画図は23ページです。
- 申請地は、市街化調整区域内の第1種農地です。
- 申請内容は、進入路及び駐車場を目的とする売買です。
- 計画によると、申請地に隣接する空き家があり、こちらを取得し利用するにあたり、従前の住人は個人地を通行して宅地に至っていたものの、今後、県道側から敷地に接続することで円滑に出入りすることを目的に、進入路及び駐車場として利用されます。本件は、令和8年2月総会で農用地区域から除外がなされたことを受け、今回申請に及ばれたものです。参考図22ページの5306番では着色されていますが、白地となりますのでご承知ください。除外後の農地は原則転用不可の第1種農地となりますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合は許可できるとされた、例外的許可基準に該当します。新たな造成工事はなく、現況利用をベースに必要な土地整備をされる程度であり、土砂流出は見込まれません。雨水排水は、自然地下浸透処理であるものの、三方が道路及び自己所有地に囲まれており、もう一方の農地とは畔で縁切りされていることから、周辺農地への影響は見込まれません。
- 以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。
- 議長 5条調書、整理番号9については、議席15番林田委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号15番林田です。ただいま事務局からの説明のとおりです。空き家バンクで買われた土地建物ですけれども、土地を買って進入路にしたいという事があります。この件については、代理人と推進委員の中森さんと現地確認をしています。何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 続いて、区域番号2中森推進委員、意見をお願いいたします。
- 担当推委 区域番号2番中森です。今、事務局から説明のあったとおりで補足説明はありません。空き家バンクでの購入という事で別に問題もないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、まず、５条調書、整理番号９について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号９については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、５条調書、整理番号１０については、５条調書、整理番号１１と関連がございますので一括審議といたします。
なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号１０番および１１番について説明します。参考図は２４ページ、２５ページ、土地利用計画図は２６ページ、２７ページです。
申請地は、いずれも市街化調整区域内の第３種農地です。
申請内容は、駐車場を目的とする売買及び賃貸借です。
計画によると、少人数の保育施設を運営している譲受人が、自社の放課後等デイサービスに通う児童に対し、就労支援Ｂ型による飲食店を経営するにあたり、近隣地で店舗用の駐車スペースを確保されるものです。すでに現地は駐車場として整備されていることから、新たな造成工事はありません。砕石敷き均し後、不陸整正された程度であり、土砂流出は見込まれません。雨水排水は、自然地下浸透であるものの、溢れた雨水は敷地南の法面下水路に放流されるほか、申請地が道路で隔離されており、面積が狭小であることから周辺農地への影響は見込まれません。
以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、整理番号１０番及び１１番のいずれの案件も許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 ５条調書、整理番号１０および５条調書、整理番号１１については、議席１５番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号１５番林田です。ただいま事務局から説明のあったとおりです。この土地については駐車場という事で、狭いところではありますが適していると思っております。この件に関しては、代理人と中森推進委員とともに現地確認をしております。何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号2中森推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号2番中森です。事務局から説明のあったとおり、レストランと作業所を経営されておられます。現地もきれいに整備されていることから、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 議席番号18番今井です。今更なんですけれども、この現地が何らかの問題があった場合はどうなるのでしょうか。

事 務 局 ただちに周辺農地に影響を及ぼすと判断される場合には、もちろん現況復旧を指導すべき立場に我々はいると認識しています。

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号10について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号10については、許可することに決定いたします。

議 長 続いて、5条調書、整理番号11について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号11については、許可することに決定いたします。

議 長 5条調書、整理番号12については、先ほど審議を終えております。

議 長 議案第163号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第164号「農用地利用集積等促進計画の（案）にかかる意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第164号について説明します。

農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。

9ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手となる甲、農地の受け手となる丙と権利設定をする農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃貸借および使用貸借の設定面積は、合計34,166平方メートルです。

権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、10ページの参考資料のとおりです。

次に、11ページ農用地利用集積等促進計画の案「機構から受け手」をご覧ください。こちらは、すでに権利設定を受けている者について、耕作者の変更があったもので、農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃借権および使用貸借の設定面積は、合計413平方メートルです。同様に、権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、12ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご意見等がございましたら、お伺いします。

委員 議席番号3番緩利です。質問です。東近江の方があがっておりますが、こちら東近江でも報告があるのか、甲賀市に土地があるから甲賀市だけなのか、どうなっていますか。

事務局 東近江市の法人であり、東近江市で所有している農地は東近江市に、甲賀市で所有している農地は甲賀市に諮られることになります。

議長 ご意見等もないようですので、議案第164号について採決いたします。「農用地利用集積等促進計画の案」に関して「意見なし」として意見を付すことに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、議案第164号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として市長へ提出することに決定いたします。

議 長 議案第１６４号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第１６５号「甲賀市農地利用最適化推進委員の任期の変更について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 本年度の農地利用最適化推進委員の任期の変更について説明します。
今回の改選におきまして、区域番号４１辻本和美農地利用最適化推進委員が７月２０日付けで農業委員に就任されます。また、農業委員会等に関する法律第１８条第５項において、農業委員と農地利用最適化推進委員は兼務できないと規定されております。このことから、区域番号４１辻本和美農地利用最適化推進委員の任期を「７月２０日まで」から「７月１９日まで」に変更するものであります。
以上、任期の変更の説明とさせていただきます。

議 長 それでは、議案第１６５号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第１６５号については、原案どおり可決いたしました。なお、区域番号４１番辻元和美農地利用最適化推進委員に対して、本日付けをもって通知することとします。

議 長 議案第１６５号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件１「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は１５ページから１６ページ、参考図は３１ページから３４ページまでです。
市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第４条の届出が２件、農地法第５条の届出が３件であり、駐車場、住宅建築、倉庫建設等を目的とするものです。説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 ご質問等はありませんか。

議 長 報告案件は以上です。
これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。
研修等報告および事務局報告事項について、農業委員、事務局の順に報告をお願いします。

事 務 局 ○研修等報告
 ・湖国女性の会について
 ○事務局報告
 ・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告について
 ・農業経営改善計画認定審査結果報告について
 ・経過と予定について

議 長 報告事項は以上です。

議 長 ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。